

歯 科 技 工 所 休 止 ・ 廃 止 ・ 再 開 届

年 月 日

次のとおり歯科技工所を 休止・廃止・再開 しましたので、歯科技工士法第21条第2項の規定によりお届けします。

徳 島 県 知 事 殿

開 設 者 住 所 (法人については、主たる事務所の所在地)  
〒

氏 名 (法人については、その名称及び代表者の氏名)

印

電話番号

(フリガナ) 名 称	
所 在 地	〒  電話番号
休止・廃止・再開 年月日	
休止・廃止・再開 の理由	

添付書類

廃止の場合は、「歯科技工所開設届出済証明書」